

て登用する。正社員総合職への、この間の登用実績は115人である(対希望者合格率は77%程度)。なお、同区分は発足当時からの正社員待遇者を除く全員が契約社員からの登用で構成されている。一方、正社員専門職へは、初回の登用実績は約3,120人であり、希望者ほぼ全員が移行した形である。介護業界では、ヘルパーを3年経験すれば介護福祉士資格にチャレンジでき、5年経験すればケアマネジャーにもトライできる。1年未満の離職率の高い業界特性から鑑みると、勤続を重ねるにつれて仕事に順応できている証拠と見ることができるし、事実、勤続年数に応じて中核的業務を担う生産性の高い人材に成長している。こうしたことから、同社では有期契約労働者より徐々に正社員へ転換させる(コア層へ固定化する)制度が有効な人材活用戦略になると考えている。

事例12 サービス③(介護)

1. 全労働力の活用構成

区分の呼称	全労働力の活用状況('09年4月1日時点)					業務提供の質・量		人材活用の仕組み	
	業務/石川、東海、関東、近畿、中国、四国、九州、沖縄、その他 正社員、非常用社員、契約社員、パート社員、派遣社員、委託契約者の区分	人数	男女比	年齢構成	平均勤続年数	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日労働の有無	転居転勤	配置転換 職種変更
社員	無期 正社員	68人	4.5:5.5	平均34.5歳	約3年1ヶ月	一般管理(ソフト作成、事務経理処理、入出金書)、及び現場管理(ゲームリザー)内訳:人的サービス部(入浴(看護師含)31人、訪問4人、ケアマネ(サービス提供責任者)2人)、販売部(営業含)29人、総務経理部2人	1ヶ月単位の変形労働時間制(8:30~17:30勤務を基本とする付帯8時間労働)、休日シフト制	事業所間で4~5年開隔で転勤あり	人材育成のため、人事権としてどちらもあり
嘱託	有期契約労働者 直接雇用 契約社員	3人	2:1	平均63歳	約1年6ヶ月	専門職(中小企業診断士、保育士、車いす取扱技師等)	パート(1日5.5時間)で週2日、月110時間等)、時間外・休日原則なし		
パート	有期契約労働者 直接雇用 常用契約パート社員	71人	60人 5人 2人 4人	2:8 0:10 5:5 10:0	約30歳 約45歳 平均29歳 平均66歳	約2年4ヶ月	入浴介助関連:専門職(看護士、介護支援専門員等)、サービス現場(ヘルパー、車両運転等)フルタイム(1ヶ月単位の変形労働時間制)、あるいはパートタイム(週2日以上・1日2時間~)いずれも所定労働時間外あり得るが、日給は原則休みのフルタイムパートは25人、週35時間以上の社会保険適用者は67人中38人		原則なし(本人が希望する場合のみ配慮)
登録	有期契約労働者 間接雇用 非常用契約パート社員	57人	0:10 0:10	約50歳 約30歳	約5年	訪問介護関連:サービス現場 入浴介助関連:専門職、サービス現場	週1日~所定労働時間外あり得る		
派遣	間接雇用 派遣会社社員	日々派遣を5社併用1日計10人程度活用	0:10		3年以上に達する人が多い	入浴介助関連:専門職(看護師)	必要に応じて1日単位		

区分の呼称	処遇状況									
	基本給金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会保険	通勤費	均等特選対象	正社員の特典	労務加入
社員	職階、役職、年齢等に応じた等級考課表を適用。基本給金は、基本給と職務手当と役職手当と支給額制度は02年度に組合協会で決定 基本給:18歳・高卒初任を1級1号(15,2万円)として、20歳・専門・短大卒は1級3号(16,6万円)、23歳・大卒は1級6号(16,2万円)、26歳及び30歳中途採用最低賃金は1級9号(16,8万円)等。昇格幅は1級では2万円(2級以上は1万円～4万円)増みだが、27～28歳だけ定年まで年齢に配慮して3万円アップ、30歳の1級13号(17,7万円)までは年功(1年に1号増す)だが、以降は年齢考慮せず。最高額でも5級30号俸30,2万円 社員は1級(一般事務、販売)～2級(企画・技術、配送・組立、入浴ヘルパー、訪問介護ヘルパー)、主任は2～3級、所長・課長は3～4級、支店長・部長は4～5級等～階付け。昇格は所長課長以上の意見を参考に、社会情勢を加味しつつ本人の能力・責任等を勘案して決定する 職務手当:能力の差異に基づき基本給を補充。1級5,2万円～最高30級10,4万円まで 役職手当:主任(職階E)はAランク8千円、副(部下)はBランク1万円～Dランク2万円、課長はEランク2,6万円～Fランク4万円、部長は心算Gランク3,6万円～Hランク6万円 賞与手当:看護師3～4万円、介護福祉士5千円、介護支援専門員(3万円以上、その他会社協定により決定)		有 (年間 3,2～ 3,4 ヶ月 課金)	勤続 3年 以上 から 適用	制度貸与 者給付 年給休 年給休 年給休	労務 労務 労務	通勤 3万円 以下 5万円 以上 5万円 以下 5万円 以上		中途 採用 のみ (正社 員の特 典を 4割を 適用 者が占 める)	ユニ オン シッ プ (正社 員組 合員 は69 人)
嘱託	月収総額で個別契約(基本給のみ) 基本給21万5,000円(なお常勤換算では32万8,000円)等	交通費全額支給	有 (年間 3月)		労務のみ				ニース なし	
パート	看護師(要介護職員)時給1,600～1,700円、入浴ヘルパー(不問)介護福祉士(要介護)時給1,010円、入浴ヘルパー(介護)時給1,250円、介護支援員(時給1,250円、訪問介護スタッフ(要ヘルパー2級以上):基本時給850円～、福祉用具貸与・販売窓口、メンテナンスタ(時給950円)から勤務・年齢、能力に応じ、1,100円) その他(本人の希望に応じて) 十ヶ所(組合交渉に応じて)	労務手当 時給1,000円(1ヶ月間で月収の約1割程度で労働した分は支払って支給)は適用する その他(本人の希望に応じて)は基本給に10万円以内	無	無	パート 労務 パート 労務	無		パート 労務 パート 労務	パート(定型的勤務)を除き、カーブシフト	
登録	看護師(要介護職員)時給1,600～1,700円、入浴ヘルパー(不問)介護福祉士(要介護)時給1,010円、入浴ヘルパー(介護)時給1,250円、訪問介護スタッフ(要ヘルパー2級以上):基本時給1,060円～	労務手当 時給1,000円(1ヶ月間で月収の約1割程度で労働した分は支払って支給)は適用する その他(本人の希望に応じて)は基本給に10万円以内	無	無	パート 労務	無		パート 労務	ニース なしと 理解	
派遣	派遣先1人当たり月2,3万円程度	無							労務 なし	

は明確には定めているわけではなく、人事担当者と取締役陣で見定めている。現在いる社員の約4割が、有期契約からの登用者である。

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

・ 同社は、最近「働いてみたら思っていたより体力が必要で疲れる」「フルタイムで時間外あり・休日シフト制という勤務形態が馴染まない」等の理由で簡単に離職してしまうケースも少なくないなど、初めから社員として新規採用するのはリスクが大きいという。とはいえ、有期契約のまま、長期雇用の期待を持たせて引き留めているのは本人にとっても良いことではないので、会社側で明確に判断して、その考えを伝える責任があるとも考えている。そこで、社員希望者であってもまずは有期労働契約(試行的雇用期間)で採用して、半年～1年程度で登用するか、現状のままであれば継続か、あるいは契約終了かを判断し、本人に提示することになっている。具体的には、部課長の推薦があった段階で本部が改めて面接し、社員に求める人物要件——①管理業務を任せられるだけの資質(財務面での計画的な管理、収益計算・金銭取扱い、経営的なものの考え方等)はあるか②売上高や利益率等貢献目標の達成に向けた責任感が期待できるか③人材育成の観点からも柔軟な働き方(事業所間転勤、部門間異動あり、変形労働時間制・休日シフト制等)に応じられるか——等に照らし、長期的な雇用に耐えうる人材か否かを見極める。ただし、判断基準

事例18 中小① (社会福祉法人)

1. 全労働力の活用構成

全労働力の活用状況(’09年4月1日現在)					労務提供の質・量		人材活用の仕組み	
区分の呼称	人数	男女比	年齢構成	平均勤続年数	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日労働の有無	正社員 パート アルバイト	パート アルバイト 嘱託 嘱託 兼用
理事長	1人	1:0	70歳超	35年	管理職(法人代表・役員責任者)	労働時間管理 対象外		
施設長	1人	1:0	57歳	26年	管理職(施設代表・社会福祉主事任用資格及び介護福祉士専門員資格併持)			
介護職員	36人	18:18	平均43歳	平均6.9年	介護職(主任3人、副主任2人は管理職、ほか、ユニットリーダー(行政職職上は「サブリーダー」に相当する、主任・副主任併任)全員、介護福祉士資格併持で、専任4名、兼用利用者担当あり)			
看護師	4人	2:2	平均51歳	平均2.9年	看護職(看護師資格併持2人(主任1人、副主任1人)、専任4名併任)			
事務員	2人	1:1	平均39歳	平均6.5年	事務職(事務担当者:中途採用・主任1人、主任・副主任併任)	フルタイム シフト制 週40時間以内 原則週休2日 時間外・休日あり		
相談員	2人	2:0	平均46歳	平均13.5年	事務職(相談室における、新規入所希望者への対応、出所との対応、行政事務等) (社会福祉士資格併持で主任1人、兼用・パート職員併任で主任1人)			
施設副総指導員	2人	1:1	平均57歳	平均34.5年	専門員(山梨県認定士1人、あんず/カウンセラー併任1人)			
調理員	5人	0:5	平均48歳	平均9年	調理師(調理師資格併持で主任1人、兼用・パート職員併任で主任1人)			
栄養士	2人	0:2	平均35歳	平均6年	栄養士(栄養士資格併持で主任1人、兼用・パート職員併任で主任1人)			
介護職員	9人	1:8	平均41歳	平均3.4年	介護職	フルタイム・シフト 5時~24時 /パートタイム1人		
看護師	2人	0:2	平均37歳	平均1.1年	看護職	週40時間以内 のパートタイム1人 /週20時間以内 のパートタイム1人		
事務員	3人	0:3	平均40歳	平均2.5年	事務職	月~金9~16時の2 交代制や、午前 9時のみでパート タイム(いずれも就労 協賛)		
診療事務	1人	0:1	44歳	7.8年	週40時間以内 のフルタイム フルタイム1人 /週18~20時間 のパートタイム1人			
調理員	2人	0:2	49歳	平均3年	調理職	フルタイム1人 /17時間以内・週 6日以内(週4時間 程度)のパートタイム 1人		
洗濯場	2人	0:2	平均43歳	平均6年				
営膳職員(機械室)	1人	1:0	61歳	33年	フルタイム・ パートのみ			
管理宿直員	2人	2:0	平均42歳	平均4年	19:00~翌日 7:00まで			
医師	1人	1:0	47歳	7年	専門技術職	1回当り1時間程 度・週1日程度の パートタイム		
出張歯科 (月4回、訪問診療協会 からの派遣医師派遣)	2.0名で契約							
清掃委託契約								

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

区分の呼称	主な業務内容	職務		正社員と 比較した 客観的な 職務タイプ 分類	有期労働契約にしている事由
		中核的 職務の性質 (将来的 か/交代 制/期 間限定 的か)	責任・ 権限		
介護職員	介護職(介護福祉士資格を所持しているが子が小さい等の事情で夜勤ができない人、夜勤は可能だが介護福祉士資格を持たない人)	有	職務に就くこと はない、 時間外 責任者 等を等 せざる こと ない	別職務・ 同水準型	ほぼ自動更新状態にも関わらず、あえて有期にしているのは年1回、職務・職種に対する不満・不安や、他週との対応関係(2年に一回、時給改定あり)、事情が変化し長く続けるようになっていないか等を個別に確認する。個別の面接機会に位置付けているため、復元の面接機会に位置付けていることではなく(退職者非補充で充分)、強いて言えば労働時間の調整にすることがあるため、現行の介護報酬水準にとどまる限り、夜勤ができない(パート勤務しかできない)、あるいはフルタイム勤務でも介護福祉士資格がない場合等まで、無期に付随する処遇へ引き上げる余裕はないため、経営の効率性を考えると、やはり少数精鋭が望ましく、有期・無期に付随する処遇差を控えることで、できるだけ正社員的な働き方や能力向上へ誘導する意味合いもあるため
看護師	看護職(正看護師資格を所持しているが、短時間勤務を希望)	恒常的		別職務・ 同水準型	1年程度の離職が多く、なかなか定着しないため等
調理員	給食室における調理職(調理師免許なし)(正社員とは異なり、副主任不在時の1日責任者等は任せない、早番シフトはなし)	無		軽易職務型	ほぼ自動更新状態にも関わらず、あえて有期にしているのは年1回、職務・職種に対する不満・不安や、他週との対応関係等を個別に確認する。個別の面接機会に位置付けているため。また、有期とはいえ、雇用調整金にすることがないが、強いて言えば労働時間の調整にすることがあるため
洗濯場	洗濯業務	無		高度技能 活用型	週3日の定額来訪以外に必要な程度、月5回程度追加・追加・パート対応のため
事務員	事務員補助	有		軽易職務型	定年後再雇用であり、引き続き働き続けられるかを適宜、確認するため
診療事務	診療補助事務(レポート請求のみ)	無			
医師	給食室における希望者の対応	無			
営膳職員	機庫管理・機械室管理	無			
管理宿直員	夜間の当直業務	無			

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

区分の呼称	契約のあり方		契約締結時の 誓面明示	更新のあり方	更新の更新状況		契約終了のあり方	
	契約期間	更新回数・ 無期年(の 上限設定)			契約01年未満 1年以上3年未満 3年以上5年未満 5年以上10年未満 10年以上	契約01年未満 1年以上3年未満 3年以上5年未満 5年以上10年未満 10年以上	予告・手続き	雇止め トラブル対応 対応方
有期契約 労働者	すべて 1年契約毎 更新	上限なし 再雇用者 のみ 65歳上限	契約期間・更新の有無・就業場所・業務内容・就業時間・所定外労働の有無・休暇・休日・休日労働の有無・賃金(支払い方式、決定基礎、昇給の有無)・支払時期、退職手続・解雇事由・退職手当・雇用保険・健康保険・厚生年金保険	毎年4月に面談し、雇用契約書と手交(記名・捺印)。本人が辞退を申し出ない限り、雇止めすることは一切ないため、更新に当たっての判断基準等は、個別に決めていない	①12.5% ②20.8% ③29.2% ④37.5%	7年11月 7年10月 7年9月 7年8月 7年7月 7年6月 7年5月 7年4月 7年3月 7年2月 7年1月	妊娠・出産、夫の転勤、ステップアップに向けた勉強、定年退職(契約満了)に至ったケース以外、事業主都合による退職がほとんどのため、手続的に明確に定まったものはないが、少なくとも30日前には、個別面談を行い予告する	

4. 有期契約労働者の処遇状況（類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み）

同社は05年、経営方針を従来型の集団ケア（食事や入浴、排泄介助などのサービスを集団的に提供するもので、例えば、入浴の際は部屋から浴室に案内する人、脱衣を手伝う人、身体を洗う人が別々の分担制になるなど、介助が流れ作業的になりがちになる）から、ユニットケア（全室個室を基本に、利用者を10人程度の小規模生活単位に分け、個別に担当介護員が付き、入浴や食事、散歩や買い物、クラブ活動等を一貫してサポートするため、より家庭的な雰囲気を提供できる）に転換し、これに伴い介護職員の定着率向上に向けた均衡待遇化を積極的に進めてきた（下表）。結果として現在、同社の全経費に占める人件費率は7割超にのぼるものの、離職率は10%弱（結婚・妊娠を除くと6.5%）にとどまっている。また同社では、サービスの充実を目指し、利用者2人につき職員1人（運営基準の1.5倍超）のゆとりある人員配分を確保している。介護職場は人材の流動化が激しいことで知られ、業界平均の離職率は約24%にも達している。こうしたなかにおいて、同社には「恵まれた環境で利用者と向き合ったやりがいがあるケアが実現できる」と、腰を落ち着ける人が多く、自己都合退職後、再び働かせて欲しいといったカムバック組も少なくない。

区分の呼称	採用/昇給/賞与	処遇状況						均衡待遇対象	正社員転換対象	労務加入	
		月給	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会保険				
正社員	月給制	月給は6桁の要件(単独職、相談、介護職等一切職用、看護師用、PT/OT、栄養士用)からなる新卒初任で22.4万円(年1回1万円ずつの定率(4,000円程度)あり、人事考課に基づいて昇給(1年度1万円程度)し、下手に行くと賞与(年間支給)も付く(1年度1万円程度)が、昇給は1年度5%で停滞しても、賞与も1万円程度は確保される)	月給は6桁の要件(単独職、相談、介護職等一切職用、看護師用、PT/OT、栄養士用)からなる新卒初任で22.4万円(年1回1万円ずつの定率(4,000円程度)あり、人事考課に基づいて昇給(1年度1万円程度)し、下手に行くと賞与(年間支給)も付く(1年度1万円程度)が、昇給は1年度5%で停滞しても、賞与も1万円程度は確保される)	正社員・有期を問わず年間10万円、月給10万円、ボーナスあり(年2回)あり(1年度1万円程度)が、昇給は1年度5%で停滞しても、賞与も1万円程度は確保される)	非通 退職金(40万円)あり(1年度1万円程度)が、昇給は1年度5%で停滞しても、賞与も1万円程度は確保される)	非通 福利厚生(健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険、育児休業給付金、介護休業給付金、介護職員処遇改善加算)あり	扶養 範囲内希望のパートでない限りは、15%以上の給付、厚生加入	非通 退職金(40万円)あり(1年度1万円程度)が、昇給は1年度5%で停滞しても、賞与も1万円程度は確保される)	非通 福利厚生(健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険、育児休業給付金、介護休業給付金、介護職員処遇改善加算)あり	非通 退職金(40万円)あり(1年度1万円程度)が、昇給は1年度5%で停滞しても、賞与も1万円程度は確保される)	非通 福利厚生(健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険、育児休業給付金、介護休業給付金、介護職員処遇改善加算)あり
有期契約労働者	時給制	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	時給は870円(スタートで2年間は、30円の昇給あり、介護福祉士資格所持一定の資格、注釈ありで1,000円程度、最高額は介護職で960円、看護師で1,100円、若手介護士で1,850円等)	

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

同社が有期契約区分の活用を始めたのは、2000年の介護保険制度スタート時に遡る。それ以前は、特別介護老人ホームの中でも手厚い処遇で知られていたが、同制度の施行に際し、経営コンサルタントから、このままでは経営が立ち行かなくなる懸念があることを指摘され、「それならば必ずしも資格がなくても、あるいは夜勤を含めフルタイムで働けなくても、その分の処遇を抑制して現業に就いてもらえる人材を（正社員より処遇が低い以上は有期契約区分として）活用しよう」との決断に至った。こうした経緯から、有期契約区分のうち介護職員については、入社後に介護福祉士資格（現業経験3年目から受験可能）を取得し、主任の推薦を得た人から、正社員の欠員があり次第、随時、正社員へ転換する（そうでないと申し訳ない）という雰囲気が生まれた。これは就業規則に明文化されてい

るわけではなく、内部文書という形でしか存在しないものだが、何となく慣行となっている。今いる36人の正社員介護職員のうち3人が転換者である。また、その他の職種についても、勤続年数が長くなり、主任の推薦を得た人から随時、正社員転換を検討してきている。現在、育児期間を終えてフルタイム勤務ができるようになった、診療事務1人の正社員転換を調整中である。

このように、同社の有期契約区分は、正社員転換（採用）までの試行的雇用期間としても位置づけられていることから、有期労働契約であっても、需給が逼迫している看護師以外は入社時に厳選するようにしている。新規採用は、応募者が履歴書を持参のうえ、2つのユニットを統括する主任・副主任、5人が同席し、面接及び所内見学を行う。その際、①利用者に対する考え方はどうか②接する態度・目線、気配りはどうか③一緒に働く仲間として受け入れられるかどうか——等の観点で見極め、5人全員が了承した場合のみ採用することになっている。そのため、正社員転換に当たっては、資格取得の有無と日々の働きぶり等が把握できさえすれば後は職場の承認程度で良く、正社員転換時の明確な基準はないが、随時、転換を認めているところである。

なお同社では、労働時間を短縮したい場合等に、正社員から有期契約区分への転換も認めている。正社員と有期契約労働者の均衡待遇（退職金等も均等割りを持ち越せる等）を前提に、本人都合重視の双方向転換で、継続勤務しやすい環境が整備されている。

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

区分の呼称	職務			契約のあり方		有期労働契約にしている事由
	業務的/臨時・始期的	無	有	契約期間	更新のあり方	
顧問	業務的	無	有	高度技術活用型 1年契約 無更新	上限なく 自動更新状態	社内に替りのない高度専門能力を、必要に応じて調達したため。正社員の体系では包摂し切れないため
契約社員	臨時・始期的	無	有	初年度・同水準型 1年契約 無更新	更新のあり方 更新あり	毎年の入札結果により採用(顧客先に付した廃棄物の回収集・選別、配車手配等)自体が消失する恐れがあるため
パート	業務的	無	有	特異職種型 6ヶ月契約 更新あり	更新のあり方 更新あり	正社員については、必ずしも候補者が多いが、いずれも職種専門性の高い(他の人材に代え難い)有資格者(同社では専門性の職務を有的に奨励)しており、賃金面でも優遇しているため
派遣	業務的	有	有	別職務・同水準型 6ヶ月契約 更新あり	更新のあり方 更新あり	正社員として適当な能力を持つ人材が確保できない場合に活用するため(働きぶりを吟選して適宜、直任採用するため)
シルバー人材	業務的	有	有	特異職種型 1ヶ月単位で見送	更新のあり方 更新あり	正社員に行わせるに難い定型業務の業務を、業務単位で委託するため
嘱託社員	業務的	有	有	別職務・同水準型 6ヶ月契約 更新あり	更新のあり方 更新あり	毎半年、健康状態を確認し、本人と業務・労働条件一対一のあり方を再合意するため
パート	業務的	有	有	特異職種型 6ヶ月契約 更新あり	更新のあり方 更新あり	業務上、急ぎの業務をこなすためモチベーションを維持するため(働きぶりを吟選して適宜、直任採用するため)
シルバー人材	業務的	有	有	別職務・同水準型 1ヶ月単位で見送	更新のあり方 更新あり	55歳以上の高齢者の採用には4年、月単位で1ヶ月が大きい(1ヶ月)に1日1時間程度を以て1ヶ月に任せており、一方で新卒・中途採用の若手(1ヶ月)をシルバー人材に委ねているため

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

区分の呼称	契約のあり方	契約期間	契約の更新	契約の更新	更新のあり方	更新のあり方	更新のあり方
契約社員	業務的	1年	更新あり	更新あり	更新あり	更新あり	更新あり
嘱託社員	業務的	1年	更新あり	更新あり	更新あり	更新あり	更新あり

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

同社では、正社員も原則として職種限定であり、配置転換も本人希望がある場合に認めるのみで、ほとんど行われていない。正社員は基本的に役職者か、事業運営に不可欠な有資格者で構成しているため、それらに該当しない有期契約労働者(顧客先(遠隔地)で常駐勤務のため現地採用した契約社員、定年後再雇用の嘱託社員やパート、障がい者、新規事業分野(第2エコ・プラザ)で新規採用したパート)との間で、均衡配慮の必要性はまったくないと考えている。他方で、正社員については完全年俸制としており、年功に依らずに現に行っている職務と比較して妥当な水準となっているか、職場の皆が納得できる公正さが担保されているか等、年間を通じての賞罰(昇進・降格等)をすべて公開することで、互いに確認できるようにしている。また、同社の職務の性質上、不慣れによる些細なミスが大仕事にもつながりかねないことから、原則として長期継続雇用が望ましいと考えており、ワーク・ライフ・バランスの充実や資格取得の促進、健康で希望する限りの継続雇用等、安心して働き続けられる環境整備に注力してきている。

区分の呼称	月給	手当	賞与	福利厚生	社会保険	均等労働	雇止め	労働加入
正社員	完全年俸制	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
契約社員	月給9,000円	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり
派遣	月給8,500円	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり
シルバー人材	月給7,500円	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり
嘱託社員	月給10,000円	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり
パート	月給8,000円	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり
シルバー人材	月給6,000円	なし	なし	あり	あり	あり	あり	あり

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

正社員が必要な場合は、新卒・中途で採用するため、ルールとしての登用の仕組みはない。ただ、結果的に登用した実績はある。道路清掃工事の際、他社で旗振りのアルバイトをしていた女性の根性を見込み、同社の第2エコ・プラザのパートとして直雇用した上で、本人に強い正社員希望があったことから、1年後に同プラザの正社員へ登用した。同

38 試用期間として2ヶ月間の有期労働契約を締結(雇保、労災のみ加入)し、人物資質や働きぶり等をじっくり観察、本人にもこの職場で働いていけるかを確認してもらった上で面接を行い、最終的に判断(上長評価の聴取と本人意思の再確認)し、本採用(健保、厚生にも加入)する。

- ・プラザのチーフ不在時の代行業務を担っている。
- ・また人手不足の折、割高ながら導入した派遣社員（エコ・プラザの解体業務員2人）についても、現行の手取り水準の時給と交通費の全額支給を約束した上で、派遣会社を自主退職してもらうことを要件に、直雇用・パートへ切り換えたこともある。

事例21 中小④（教育機関）

1. 全労働力の活用構成

全労働力の活用状況(09年4月1日時点)				労働提供の質・量		人材活用の仕組み	
区分の呼称	雇用形態 （有期・無期、派遣・直接雇用／その他あり、いわゆる正社員、非常勤社員、契約社員、パート社員、派遣社員、委託別の者の区分）	人数	男女比	年齢構成	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ （時間外・休日労働の有無）	転居転勤 配属転換 職種変更
理事等 （校長、教頭、事務局長）		3人	2:1	平均 65.0歳	管理職 （学校運営に携わるすべての業務、大口は任用決定付）		
専任教員	無期 正社員	72人	38:34	平均 42.3歳	教務職 （授業・教材開発、事後研修、おたがひ等） 学務職 （生徒指導、進路指導、生活指導、入試指導、図書管理、遠征指導等） その他 （教員以外の職種活動、その他）	フルタイム （月～土の6日制）ただし 週1日は研修日として 特別休暇取得のため、 7割は15:00までの 勤務時間あり	配属転換は、 クラス替え等の 形であり得る 管理職への 活用があり得る
専任 事務職		9人	3:6	平均 35.4歳	事務職 （印刷・管理系（学内納入管理、教員給与の管理）等）、入学金（授業料）の管理		配属転換なし 管理職への 活用はあり得る
非常勤 講師	有期 契約 直接 雇用	35人	13:22	平均 48.4歳	一般的科目の教員職	パートタイム （原則1日1時間） のみ、あるいはフルタイム でも短時間で勤務日数 が限られる	クラス担当は 持たないため、 配属転換なし 職種変更なし
嘱託講師		12人	2:10		専門的科目の教員職	時間外・休日労働なし	

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

区分の呼称	職務		責任・ 待遇	有期労働契約にしている事由
	主な業務内容	そのほか （有期労働者 に就いている 職種の割合）		
非常勤 講師	授業（教科：国語、英語、数学、理科、社会、実技科目） の担当のみ	1年単位ではほぼ恒常的に存在	無 職位にも一切持つことなく、	教育は質の担保が重要なため、教員は本来的には長期雇用するが、無期契約が望ましいと考えている。にも関わらず、教科担当教員として、授業以外の限られた有期契約も活用しているのは、①当該としては専任教員になってもいたらいけない体質者だが、手備わらぬと受け持たない、60歳以上（3人）のためフルタイム勤務に体力的に耐えられない、といった個人的理由で本人が希望するから専任教員等については専任教員へ活用するにあたり見極めのため、執行的雇用（「見習い」期間として有期労働契約を活用しているから）雇用タイミングも、専任教員の定年や退職（夫の転勤や本人の結婚・妊娠、病気等）に応じて随時、行われるため）が生徒数が減少した場合等に、勤務時間短縮を模範し得る余地を残しておきたいから——等である
嘱託 講師	専門的科目（理科）担当のみ ①うち6人、高大連携科目につき、附属大学からの招聘担任②2人、英語講師③1人、英語会話外国人④1人、習字・書道講師⑤1人、実技科目の補充として非常勤講師	1年単位ではほぼ恒常的に存在	無 職位にも一切持つことなく、	専任教員を有期契約で活用しているのは、①附属大学等との交流は至（高・大連携科目）として、極めて専門的な人材（センターリサーチ、ファッションデザイン等の専攻者）を必要に応じ、招聘するため（その趣意は、謝礼として個別契約とするため）、②個人都合（エーゼン）で入替わりが多い、派遣の先生や英語外国人講師等を適宜、調達するため③ウチナー等の雇用内国は、有期労働契約が一般的のため——等である

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

区分の呼称	契約のあり方		契約締結時の 特約明示	更新のあり方	契約終了のあり方	
	契約 期間	更新回数、 継続年次の 上限設定			予告・手続き	雇止め トラブル対応 対応方針
非常勤 講師	1 年 契 約 毎 更 新	新卒教員で 正社員転 換希望者 は3年程度 が更新上 限、ほか上 限なし	雇入れ時の労働契約 等は一切手交してい ない(雇入れ時に就職 承諾書を提出してもら うのみ) 労働条件通知書等も手 交していない(労働条 件の明示は、ホーム ページの募集要項掲 載で代行している。明 示内容は待遇につい て「東京都教職員給与 を基準に独自の給与体 系で若干優遇」と記述 のほか、勤務地のみ)	更新基準も特段、定めておらず、勤務態 度に問題(生徒とのトラブル・クレーム等) がなく、勤務時間・労働条件等につき特 段調整の必要(当該都合で勤務時間短 縮等がある場合は、前年11月末まで に通知)がない限りは、いわば自動的に 更新している(本人から更新辞退の申し 出がない限り、契約自体はシフト更新さ れ、4/1付けで新たな辞令が交付され る。その際、本人署名や捺印等を求める ようなことは一切行っていない)。その上 で、更新後の労働条件の変更等の明示 については、強いて言えば講師が嘱書 (格付け・号俸を明記)を発行している	新卒教員 で、正社 員転換 希望者は 3年程度 上限に見 極めを行 い、本人 の意向を 確認(12月 末頃)す るよう にしてい る	トラブル 内容は 一切ない
嘱託 講師		基本的に 上限なし				

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 非常勤講師(有期契約労働者)も専任教員も、担当する授業(国語、社会、数学、理科、英語、実技科目の6教科目別)に限れば同様の業務を行っているが、専任教員にはさらに、①学級担任や、②校務分掌のほか、③入試以外の広報活動(私学協会主催の合同説明会、塾主催の説明会、当校が独自に開く説明会、入試説明会、夜間説明会、帰国生説明会、5年生以下の学校説明会、オープンスクール等)への参加の分担——等が課される。特に広報活動は、土日や平日夜間に行われることもあるうえ、少子化の進展に伴い、生徒争奪戦が激化する中で、その比重が高まる一方にあるため、繁忙感が強い。こうした点で、両者の職務は明らかに異なるため、均衡待遇の必要性はないと考えている。むしろ同校としては、各人の職務・働き方に照合して本人が納得し得る妥当な待遇となるよう、経歴や年齢等を勘案した初任格付けや、講師としての能力や適性等を反映した1年単位の昇給・微調整等に配慮している。同校では本来、専任教員・非常勤講師とも目標管理制度や能力・行動等の評価を行い、その結果を適切に処遇へ反映すべきだと考えており、現在、その仕組みを構築中である。

区分の呼称	年齢/ 月給/ 待遇	処遇状況							均等 待遇 対象	正社員 も対 象	労務 加入
		月給	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則			
専任教員	月給制	基本給金(基本的には東京都教職員給与規定の各号俸表に準じる(当人の経歴や年齢等を勘案し、初任格付けを行う) + 当該独自に若干の改善を付加) + 特別手当(教材作成・研究等の時間外見直し勤務として基本給金の数%を一律上乗せ)	各割手当(職務手当、学年主任手当、非常勤長年手当として1.5~2.5万円、個別の病欠より職務の異り・多忙度合い等)に応じて支給 休務手当(東京都規定に準じる) 住宅手当(百万円上限) 生活給付手当(学内での健康・食費等は時給当たり数百円で申請に基づき支給。学外への出張等は出張手当を支給) 入職手当として土日に①臨時費や探検を行う場合の平日(探検一週定期)の入職用旅行等を作成する場合の手当(住居した人のみに支給)——の2種類を支給 交通費全額支給	年間 4.9ヶ月 程度	有 (東京都 私学対応の 制度を参照)	私学共済 に加入 研修日と して7日間 の特別 (夏季・冬 季)休暇 あり	健康 保険 労災	専 任 教 員 用			○ (収入 は5割 以下)
非常勤 講師	時給制	個別設定時給(基本的には東京都教職員給与規定の各号俸表に準じる)×コマ数	交通費全額支給のみ	年間2ヶ月 程度 (ただし夏季・冬季は短縮、出給は秋・平均月収(前月分の契約期間が完了したため、賞与の上・5ヶ月分程度が賞与上乗せとして支給)	無 (ただし、前職年俸に比し、賞与の特別金(百万円上限)を支給(しない一俵)の制度ではなく、あくまで賞取前職の級位に基づき、他校に比し月給程度や父母会費など多少の支給があり得る)	生徒と共有の食費施設利用(家賃的な食費補助)のみ	健康 保険 労災	非常勤・嘱託講師用	記述の 必要は ない と考 えて いる	旅行の 費用 補助 として 格別 に優 待し てお り、 実用 あり	
嘱託講師	時給制	専門性等を勘案した個別設定時給×コマ数 大学からの招聘(大学の専任教員)に対しては、謝礼として支給	交通費全額支給のみ	年間2ヶ月 程度 (ただし夏季・冬季は短縮、出給は秋・平均月収(前月分の契約期間が完了したため、賞与の上・5ヶ月分程度が賞与上乗せとして支給)	無 (ただし、前職年俸に比し、賞与の特別金(百万円上限)を支給(しない一俵)の制度ではなく、あくまで賞取前職の級位に基づき、他校に比し月給程度や父母会費など多少の支給があり得る)	生徒と共有の食費施設利用(家賃的な食費補助)のみ	健康 保険 労災	非常勤・嘱託講師用	記述の 必要は ない と考 えて いる	旅行の 費用 補助 として 格別 に優 待し てお り、 実用 あり	そもそも 本人希望 なしと考 えている

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

・ 教員採用(例年10月下旬)に当たっては、①翌年4月1日時点で学卒・修士了②教員専修あるいは1種免許取得・見込③健康かつ学校教育法9条に抵触しない④大学進学指導ができる——者を対象に募集し、「なぜ教師になりたいか」をテーマにした作文のほか、簡単な筆記・面接試験と模擬授業で選考を行っている。合格者は一旦、非常勤講師として採用し、専任教員にふさわしいか否かの見極め判断を充分(通常は1~3年程度)行った上で、最終的に①専任教員に登用②本人希望と合致するようなら非常勤講師のまま継続勤務③専任教員を目指すなら、(本人の今後の可能性を考えたらあまり引き留め、期待感だけ持たせても申し訳ないという思いから)他校を含めた可能性を模索するようアドバイス——のいずれかを判断するようにしている。ただし、これは運用上の慣行であり、内規等の定めはない。

・ 専任教員への登用基準については、募集要項の中で「実力、授業実績、勤務態度等を評価し、専任教員に昇任させる」と明記するのみで、それ以上の具体的な説明は行っていない。就業規則にも関連する事項はないが、採用時面接で質問された場合には、「校長と教頭、事務局長、教科部長等で客観的に、教え方(校長らが日頃より授業風景を見回り、適性について詳しく観察している)や人物資質をはじめ、生徒のハンドリング能力等の適性を見極める」などと口頭で説明を付け加えている。2000年からこの間、非常勤講師より専任教員への登用実績は年間3~4人程度(登用率は約7割)で、通算すると35~40人程度になっている。ただし、団塊世代の退職もあり、その入れ換えがスムーズに進んできたこ

れまでとは違い、少子化の進行で学校経営は良くて現状維持と予測される。その一方で、学力水準やブランド力維持のためには、単純に生徒数を増やす拡大戦略も取りづらいが、正社員転換の機会を、今後とも確保したいと考えている。

